



弁護士

西中 宇紘

(にしな つかたかひろ)

(出身大学)
京都大学法学部
京都大学法科大学院

(経歴)
2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

(取扱業務)
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

公益通報者保護法の改正について

弁護士 西中 宇紘

第1 はじめに

令和2年3月6日に「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」が第201回国会に提出され、同年6月8日に「公益通報者保護法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)が成立し、同年6月12日に令和2年法律第51号として公布されました。この法律は、公布の日(令和2年6月12日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

改正法は、平成18年に施行されて以降、これまで14年にもわたり抜本的な改正がされてこなかった公益通報者保護法(以下、「現行法」といいます。)について、関係団体・有識者からのヒアリングや実態把握、論点整理等を踏まえて、現行法の改正を行うものです。

改正法では条文数が現行法の倍の22に増え、事業者に対して内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等を義務付け、実効性確保のために行政措置を導入するなど大幅な見直しがなされています。他方で、改正法では通報者に対して不利益な取扱いをした事業者に対する行政措置や刑事罰の導入が見送られており、実効性の面で不十分との声も聞かれるところです。

以下では、改正法の内容について、その概要を説明致します。

第2 改正公益通報者保護法の概要

1 公益通報者の範囲

現行法では、保護される対象となる公益通報者としては、「労働者」とされており、退職者や取締役・監査役といった役員はここに含まれないと解されています(現行法2条1項本文、同条2項)。しかしながら、退職後といえども、通報することで退職金の支給など事業者から不利益な処分を受ける可能性はあります。また、消費者庁が実施した実態調査によれば、退職者からの通報は、労働者に次いで件数が多くなっています。また、役員等についても、公益通報を理由として解任、損害賠償請求等不利益な取扱いを受ける事例も生じていること、役員等は事業者の内部事情をよく知りうる立場にあり実際に役員等からの通報により不正の是正がなされている実態があることなどから、役員等についても公益通報者の範囲に含める方向で検討がなされていました。

改正法では、退職後1年以内の退職者と役員も公益通報を行う主体たる通報者に含まれることとされています(改正法2条1項1号、4号、同条2項)。但し、役員による公益通報のうち外部への通報については、労働者による外部への通報とは異なり、原則として通報の前に調査是正措置をとることを努めることが求められている点に注意が必要です(改正法6条2号イ、同条3号イ)。

2 通報対象事実の範囲

現行法は、通報対象事実を、労務提供先又はその事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について生じ、又は生じようとしている事実であって、別表に掲げられている法律において犯罪行為とされた事実、又は別表に掲げられている法律に基づく処分に従わない場合に犯罪行為となる場合の処分の理由たる事実としています(現行法2条3項)。端的にいえば、最終的に刑事罰の対象となる事実のみが通報対象事実とされていました。

改正法では、通報対象事実の範囲を拡大し、公益通報者保護法及び別表に掲げられている法律に規定する過料(行政上の秩序罰)の理由とされている事実についても通報対象事実に加えられました(改正法2条3項1号)。

3 外部通報の保護要件の緩和

(1) 監督行政機関に対する通報の保護要件緩和

現行法は、通報対象事実について処分・勧告等の権限を有する行政機関、すなわち、監督行政機関に対して公益通報を行う場合の保護要件として、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由があること(真実相当性の要件)を要求しており(現行法3条1項2号)、事業者内部への通報の場合のように、通報者が思料することでは足りないと言われていました。これは、事業者内部で自浄作用を高めることを促すことが公益通報者保護法の趣旨であることから、内部への通報より、外部通報の一種である監督行政機関への通報の保護要件を重くして、内部通報を促しているためです。

改正法では、上記の真実相当性の要件を

満たす場合に加えて、通報者が氏名・住所・通報対象事実の内容・思料する理由等を記載した書面を監督行政機関へ提出する場合も保護されることとされています(改正法3条1項2号イ～ニ)。監督行政機関に対する通報が保護される場合が増えることとなり、保護要件が緩和されたこととなります。もともと、内部への通報と比べると重い保護要件が課されていることには変わりはありません。

(2) 監督行政機関以外の外部への通報の保護要件緩和

現行法は、監督行政機関以外の外部通報先に対して公益通報を行う場合の保護要件として、監督行政機関に対する公益通報の保護要件(真実相当性の要件)を満たすことに加えて、現行法3条3号イ～ホに定める特定事由のいずれかの場合に当たることを要求していました(現行法3条3号)。

改正法では、現行法が定める真実相当性の要件と特定事由に該当する場合という保護要件の大枠は維持したまま、特定事由を2つ追加することで要件緩和を行っています。追加された特定事由は、①財産に対する損害(回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害に限る)が発生し又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合(改正法3条3号へ)と、②役務提供先へ公益通報をすれば、役務提供先が公益通報者を特定させる情報を漏らすと信ずるに足りる相当の理由がある場合(改正法3条3号ハ)、の2つです。

4 通報体制の整備

(1) 内部通報体制の整備

現行法上は、事業者における具体的な通報の処理の仕組みについて、特段の規定を設けていません。もともと、平成28年12月9日に消費者庁が公表した「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」は、企業等がコンプライアンス経営を推進する上で、内部通報制度について取り組むことが推奨される内容を具体的かつ詳細に取りまとめています。個々の事業者は、このガイドラインを参照して、当該事業者にとって適切な具体的な仕組みを構築することが求められていました。

改正法では、常時雇用する労働者の数が300人を超える民間事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制を整備すること等(窓口設定、調査、是正措置等)を義務付けています(改正法11条1項、同条2項)。常時雇用する労働者の数が300人以下の民間事業者については、内部通報体制の整備は努力義務とされています(改正法11条3項)。

改正法において義務づけられた内部通報体制の整備等として、事業者が履行すべき措置の具体的内容については、内閣総理大臣又はその委任を受けた消費者庁長官により

策定される指針において示されることとされています(改正法11条4項、改正法19条)。

また、改正法では、内閣総理大臣又はその委任を受けた消費者庁長官が、上記の内部通報体制の整備義務を履行していない事業者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされており(改正法15条、改正法19条)、勧告に従わない事業者に対してはその旨を公表することができることとされています(改正法16条、改正法19条)。

(2) 外部通報対応体制の整備

現行法は、公益通報を受けた監督行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならないとされています(現行法10条1項)。どのような調査が必要か、どのような措置が適切かについては、個別の事案に応じ、当該調査・措置権限を有する行政機関に一定の裁量が認められています。行政機関がとるべき措置に関しては、「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン(外部の労働者等からの通報)」が定められ、各行政機関が、調査結果や措置の内容を通報者に遅滞なく通知することが規定されています。

改正法では、現行法が定めている行政機関の取るべき措置に加えて、監督行政機関に対して、公益通報に応じて適切な対応をするために必要な体制を整備すること等を義務付けています(改正法13条2項)。

5 守秘義務

改正法では、事業者は、公益通報を受け、並びに公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務(これらを「公益通報対応業務」といいます。)に従事する者(公益通報対応業務従事者)を定めることが義務付けられており(改正法11条1項)、この公益通報対応業務従事者には、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならないとの守秘義務が課されています(改正法12条)。

また、この守秘義務に違反した者には、30万円以下の罰金が課されることとなっています(改正法21条)。

6 通報行為に伴う損害賠償の制限

改正法では、事業者は、公益通報がされたことによって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して損害賠償請求をすることができないとの定めが新設されています(改正法7条)。